

永平寺町

第6期障がい福祉計画・

第2期障がい児福祉計画

令和3年3月

ごあいさつ

「障がいのある人もない人も、 ともに心つながる「互近助」のまち」をめざして

永平寺町では、福祉・保健・医療・教育・生活環境・雇用・行政サービス等の幅広い分野から、障がい福祉の取り組みを総合的に推進し、町内の障がい福祉サービスの提供体制を整え、障がい児者施設の充実、ヘルプマークの普及、地域共生社会の実現に向けた取り組みを進めてきました。



この度策定しました「永平寺町第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」は、「障害者総合支援法」や「児童福祉法」等の国の障がい者制度の動向を踏まえ、町における障がい福祉サービスや地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標や、障がい福祉サービス量の見込み等に関する事項を定めた計画となっています。

従来からの障がい福祉サービスの充実はもとより、地域共生社会の実現に向けた取り組みの拡充や発達障がい等の支援の充実を図ることにより、障がいのある人が自ら望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の充実、地域社会に理解と協力を得るための取り組みを推進してまいります。

これらの実現には、行政の福祉部門だけでなく、医療や教育、労働等の関係機関が一体となって支援する体制が必要です。総合相談窓口の体制づくり等、切れ目のない一貫した支援体制の整備に取り組み、「障がいのある人もない人も、ともに心つながる「互近助」のまちえいへいじ」をめざしてまいりますので、皆様の一層のご協力をお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたり、ご尽力を賜りました永平寺町障害者基本計画等策定委員の皆様をはじめ、ご意見、ご提案をいただきました町民の皆様、ならびに関係各位に心からお礼申し上げます。

令和3年3月

永平寺町長

河合 永充

目次

第1章 計画の策定にあたって.....	1
1 計画策定の背景と目的.....	1
2 計画の位置づけ.....	2
3 計画の趣旨.....	3
4 基本計画の理念.....	3
5 計画の期間.....	4
6 計画の対象者.....	4
7 「障がい」の表記について.....	4
8 障がいのある人に関する法制度の動向.....	5
9 計画を進めていく上での視点.....	8
第2章 障がいのある人を取り巻く状況.....	9
1 永平寺町の人口の状況.....	9
2 障がいのある人を取り巻く状況.....	10
3 障がい福祉サービスの進捗状況.....	14
4 障がい児福祉サービスの進捗状況.....	23
第3章 計画の推進体制.....	25
1 計画の推進体制.....	25
2 計画の推進主体とその役割.....	25
3 計画の評価・見直し.....	25
第4章 障がい福祉計画.....	26
1 令和5年度末までの目標値の設定.....	26
2 障がい福祉サービスに関する活動指標.....	30
3 地域生活支援事業.....	39
第5章 障がい児福祉計画.....	48
1 令和5年度末までの目標値の設定.....	48
2 障がい児福祉サービスに関する活動指標.....	50
資料編.....	52

第 1 章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と目的

永平寺町（以下、本町という。）では平成 18 年に「永平寺町障がい福祉計画」を、平成 19 年に「永平寺町障がい者基本計画」、平成 29 年には「永平寺町障がい児福祉計画」を策定し、福祉・保健・医療・教育・生活環境・雇用・行政サービス等の幅広い分野から、障がい福祉の取り組みを総合的に進めてきました。

国においては、平成 18 年に国際連合が採択した「障害者権利条約」の批准に向けて、平成 23 年に「障害者基本法」の改正、平成 24 年には「障害者虐待防止法」の施行、平成 25 年には「障害者差別解消法」の成立及び「障害者雇用促進法」の改正といった国内法の整備が進められ、平成 26 年に「障害者権利条約」が批准されました。

また、平成 25 年に施行された「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下、「障害者総合支援法」という。）では、法に基づく日常生活・社会生活の支援が、社会参加の機会の確保・地域社会における共生・社会的障壁の除去に資することを目的とする基本理念を掲げる等、障がいのある人の取り巻く環境は大きな転換期を迎えています。

さらに、平成 30 年には「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」が一部改正・施行となり、障がいのある人が自ら望む地域生活を営むことができるように、「生活」と「就労」に対する支援の充実等、地域社会の理解と協力を得るための取り組みが求められています。

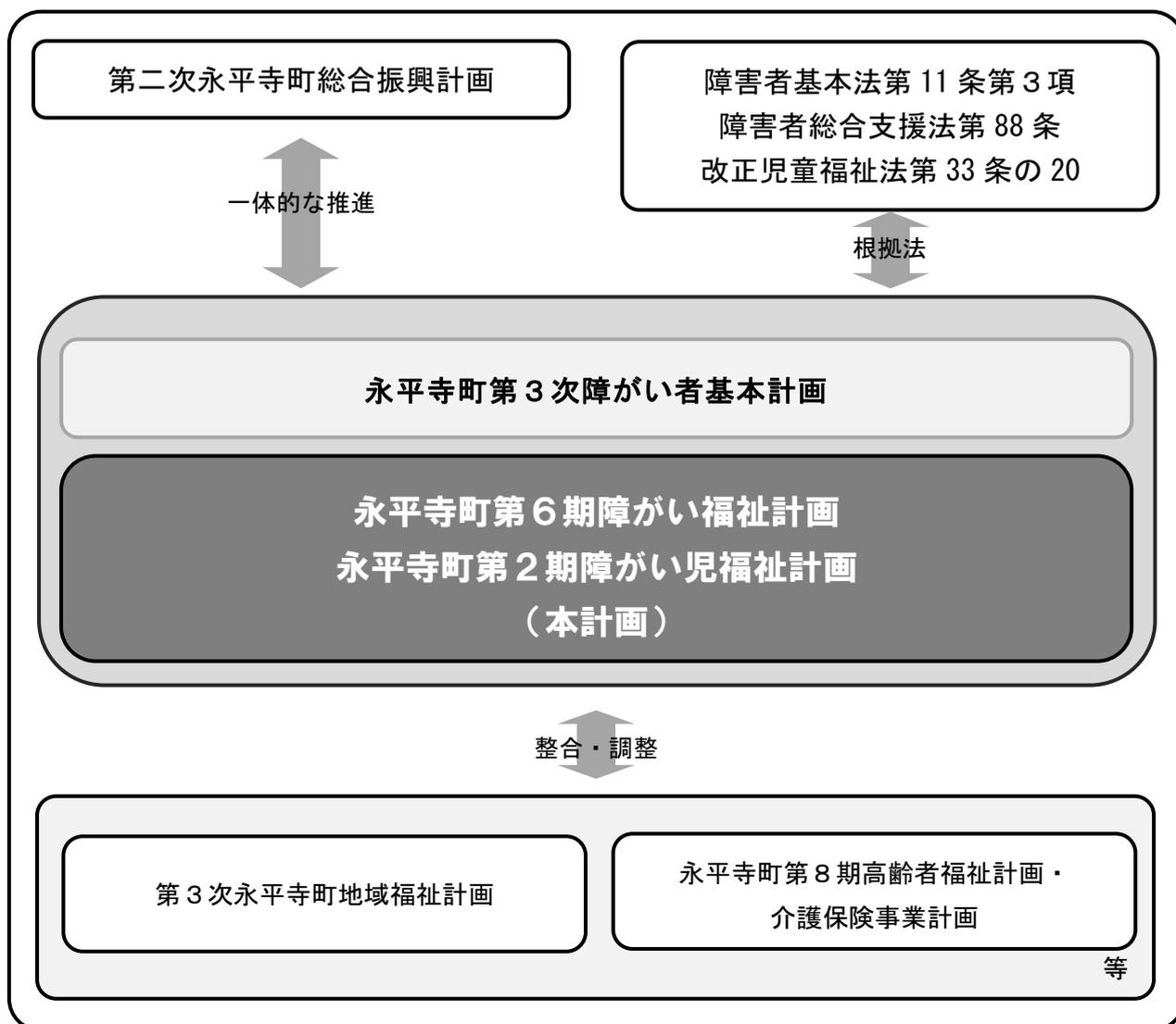
このたび、「永平寺町第 5 期障がい福祉計画・永平寺町第 1 期障がい児福祉計画」が、ともに令和 2 年度をもって計画期間を終了することから、これまでの取り組みを検証し、本町の障がいのある人を取り巻く現状や課題、また、国の制度改正の方向や県の動向等を踏まえ、本町のサービス提供体制のさらなる整備と充実を図り、障がい福祉施策を総合的に推進するため、新たに「永平寺町第 6 期障がい福祉計画・永平寺町第 2 期障がい児福祉計画」（以下、本計画という。）を策定します。

2 計画の位置づけ

「永平寺町第6期障がい福祉計画」は、「障害者総合支援法」第88条の規定による「市町村障害福祉計画」として、「永平寺町第2期障がい児福祉計画」は、児童福祉法第33条の20の「市町村障害児福祉計画」として、本町における障がい福祉サービスや相談支援、地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標や、障がい福祉サービスの量の見込み、地域生活支援事業の実施に関する事項等を定めた計画です。

本計画の策定にあたっては、本町のまちづくりの総合的な指針となる「第二次永平寺町総合振興計画」と一体的に推進するとともに、国や県の関連計画を踏まえ策定します。

■本計画の位置づけのイメージ

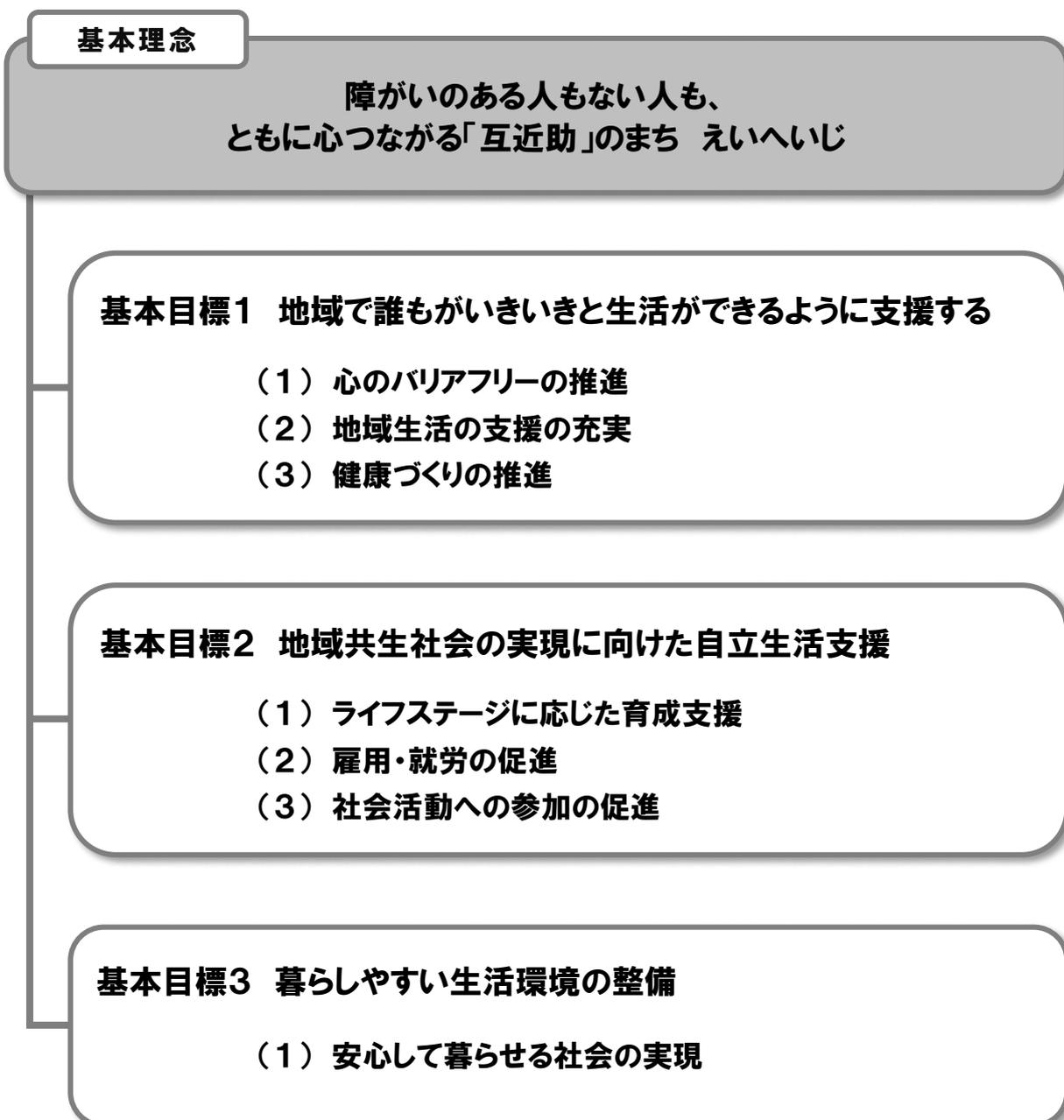


3 計画の趣旨

本計画は、平成30年度から令和4年度の5年間を期間とする長期的な障がい者施策の方向性を示す「永平寺町第3次障がい者基本計画」に基づき、障がい福祉サービス及び障がい児福祉サービスの必要な量や確保のための方策等、サービスを円滑に実施するための必要な事項を定めます。

4 基本計画の理念

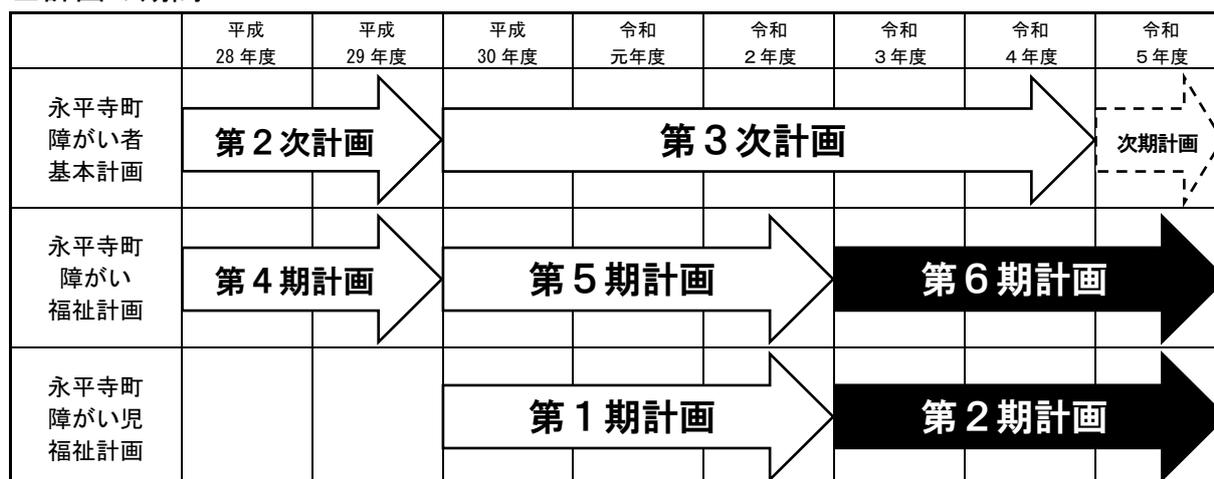
■永平寺町第3次障がい者基本計画 体系図



5 計画の期間

「永平寺町第6期障がい福祉計画」「永平寺町第2期障がい児福祉計画」の期間は、令和3年度から令和5年度の3年間です。ただし、関連計画である「永平寺町第3次障がい者基本計画」については、平成30年度から令和4年度までの5年間が計画期間となっており、目標年次終了後に改訂を行い、令和5年度からの新たな計画を策定します。

■計画の期間



6 計画の対象者

本計画における「障がい者」や「障がいのある人」という用語については、障害者基本法第2条に規定する「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）、その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」をいいます。なお、このほか難病患者や高次脳機能障害等についても広く「障がい者」「障がいのある人」として捉えることとします。

また、本計画がめざす地域社会の実現のためには、地域住民の理解と協力が必要であることから、全住民を計画の対象とします。

7 「障がい」の表記について

本計画では、「障害者」等の「害」の字の表記について、字のマイナスの印象に配慮するとともに、障がい者の人権をより尊重する観点から、可能な限り平仮名で表記しています。

ただし、国の法令や地方公共団体等の条例・規則等に基づく法律用語や施設名等の固有名詞、医学・学術用語等については、これまで通り「害」の字を使用しています。このため、本計画では「がい」と「害」の字が混在する表現になっています。

8 障がいのある人に関する法制度の動向

障がい福祉の関連法の成立や制度の改正が続いており、障がいのある人に関する法制度は大きく変化しているため、関連法や施策の動向を示します。

(1) 法制度の主な動向

年	主な動き
平成 18 年	「障害者自立支援法」の施行（4月） ・身体、知的、精神の3障害のサービスを一元化・応能負担から応益負担へ 国連総会で「障害者権利条約」を採択（12月）
平成 19 年	日本が「障害者権利条約」に署名（9月）
平成 21 年	「障害者雇用促進法」の改正・施行（4月） ・障害者雇用納付金制度の適用対象範囲を拡大
平成 23 年	「障害者基本法」の改正・施行（8月） ・差別の禁止、教育・選挙における配慮を規定
平成 24 年	「児童福祉法」の改正・施行（4月） ・障害児を対象とした施策・事業が児童福祉法に一本化 「障害者虐待防止法」の施行（10月） ・通報義務、立入調査権を規定
平成 25 年	「障害者総合支援法」の一部施行（4月） ・理念の具体化、難病患者への支援、地域生活支援事業の追加 「障害者優先調達推進法」の施行（4月） ・障害者就労施設等から優先的に物品等を調達、調達方針の策定 等 国において「障害者基本計画（第3次）」策定（9月） ・基本原則の見直し、障害者の自己決定の尊重を明記・計画期間の短縮
平成 26 年	日本が「障害者権利条約」を批准（1月） 「障害者総合支援法」の改正・施行（4月） ・障害支援区分、重度訪問介護の対象拡大、共同生活援助一元化
平成 28 年	「障害者差別解消法」の施行（4月） ・差別の禁止、差別解消の取り組みの義務化 「改正障害者雇用促進法」の施行（4月）（一部、平成 30 年4月施行予定） ・差別の禁止、合理的配慮の提供義務 「成年後見制度利用促進法」の施行（5月） ・利用促進会議等の設置、利用促進に関する施策 「発達障害者支援法の一部を改正する法律」の施行（8月） ・切れ目のない支援、家族等への支援、地域の支援体制構築
平成 30 年	国において「障害者基本計画（第4次）」策定（3月） ・社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティの向上 ・障害特性に配慮したきめ細やかな支援の実施 等 「障害者総合支援法及び児童福祉法」の一部施行（4月） ・障害者の望む地域生活の支援、多様化する障害児支援のニーズへのきめ細かな対応、サービスの質の確保・向上に向けた環境整備 「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」の一部施行（6月） ・障害者による文化芸術の鑑賞及び創造の機会の拡大、文化芸術の作品等の発表の機会の確保
令和元年	「障害者雇用促進法」の改正・一部施行（6月） ・障害者の活躍の場の拡大、国及び地方公共団体における障害者の雇用状況の把握
令和2年	「障害者雇用促進法」の改正・施行（4月） ・短時間労働以外の労働が困難な状況にある障害者の雇入れ及び継続雇用の支援

(2) 第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画に係る 基本指針の見直し

平成30年4月に一部施行された「障害者総合支援法」「児童福祉法」では、障がいのある人の望む地域生活の支援や、多様化する障がい児支援のニーズへのきめ細かな対応、サービスの質の確保・向上に向けた環境整備等が示され、新たなサービスの創設やこれまでの障がい福祉サービスの範囲の拡充等が進められることになっています。

また、第6期障がい福祉計画、第2期障がい児福祉計画を令和3年度より開始するにあたり「障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る基本指針の見直し」が行われ、新たな成果指標の設定等が示されています。

今後の本町の障がい者福祉の方向性を見極める上で、これまで以上に国の法制度との連動と連携を図り、その支援施策を積極的に取り込み、計画を策定します。

■国の基本指針の概要

- ① 地域における生活の維持及び継続の推進
→必要な訪問系サービスや日中活動系サービスを保障することによる、障害者等の地域における生活の維持及び継続の推進
- ② 福祉施設から一般就労への移行
→就労移行支援事業及び就労定着支援事業等の推進により、障害者の福祉施設から一般就労への移行及び定着の促進
- ③ 「地域共生社会」の実現に向けた取り組み
→地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組むとともに、地域ごとの地理的条件や地域資源の実態等を踏まえた、包括的支援体制の構築
- ④ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
→地域における精神保健医療福祉体制の基盤の整備
- ⑤ 発達障害等支援の一層の充実
→可能な限り身近な場所で必要な支援を受けられるような適切な配慮を行うとともに、発達障害の特性を理解し適切な対応を可能とする、発達障害者等及び家族等への支援体制の充実
- ⑥ 障害児通所支援等の地域支援体制の整備
→障害種別や年齢別等のニーズに応じ、身近な場所での提供を可能とする、地域における支援体制の整備

⑦ 相談支援体制の充実・強化

→各市町村または各圏域における、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の充実・強化

⑧ 障害者の社会参加を支える取り組み

→障害者の創造や発表等の多様な活動に参加する機会の確保等を通じた、障害者の個性や能力の発揮及び社会参加の促進

⑨ 障害福祉サービス等の質の向上

→障害福祉サービス等の利用状況を把握するとともに、障害者等が必要とする障害福祉サービス等の提供の可否を検証し、障害福祉サービス等の質を向上させる体制の構築

⑩ 障害福祉人材の確保

→専門性を高めるための研修の実施、多職種間の連携の推進。障害福祉における人材確保を目的とした積極的な周知・広報等の拡充

(3) 障がい福祉に係る県の計画・条例

平成 30 年 4 月より施行された「障がいのある人もない人も幸せに暮らせる福井県共生社会条例」では、共生社会の実現をめざし、障がい者への差別禁止と自立及び社会参加の支援等に向けた施策の基本となる事項が定められます。

この条例では、県の責務、市町や県民、事業者の役割も定められているため、「障がいのある人もない人も幸せに暮らせる福井県共生社会条例」と本計画が連動することで、県や他の市町、事業者と連携しながら、総合的に障がい福祉に取り組むことをめざします。

また福井県では、既に「福井県福祉のまちづくり条例」が定められており、障がい者や高齢者の活動を妨げる物理的、心理的な障壁を取り除く、共生のまちづくりの取り組みが進められています。

これらの障がい福祉に係る福井県の条例とも連携を図り、施策の推進に努めます。

9 計画を進めていく上での視点

「持続可能な開発目標（SDGs）」の実現

「持続可能な開発目標」（Sustainable Development Goals、SDGs）とは、2030年までに世界が達成する目標として2015年に国連総会で採択されました。「誰一人取り残さない」ことを基本理念に「貧困をなくそう」等、17分野からなります。

障がい福祉に関する目標としては「健康・福祉」（すべての人に健康と福祉を）、「質の高い教育」（質の高い教育をみんなに）、「成長・雇用」（働きがいも経済成長も）、「不平等をなくそう」（人や国の不平等をなくそう）、「まちづくり」（住み続けられるまちづくりを）等が挙げられます。

本町においても、「誰一人取り残さない」という包括的な視点のもと、すべての人の平等かつ公平な社会参画をめざし、取り組みを進めていきます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



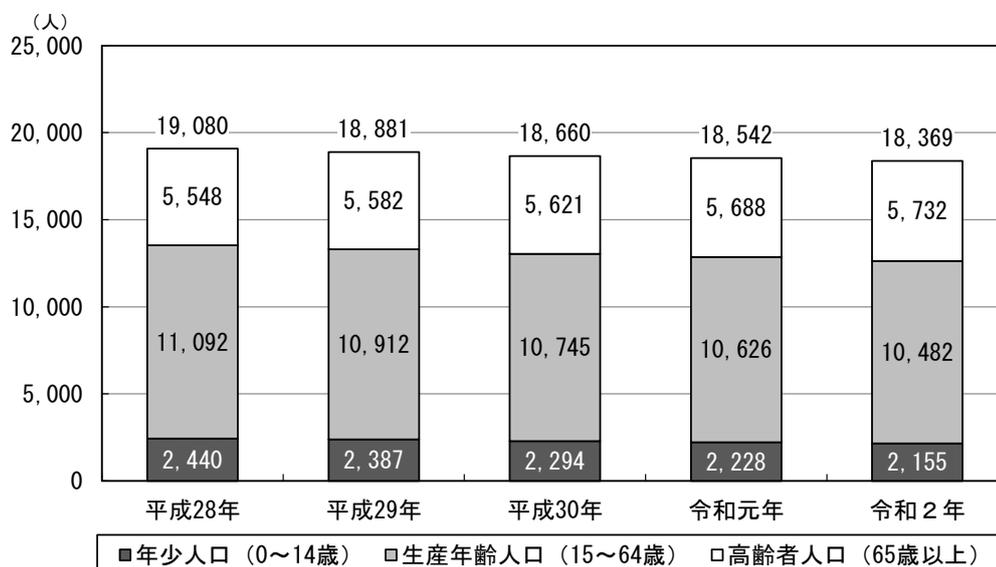
第2章 障がいのある人を取り巻く状況

1 永平寺町の人口の状況

(1) 人口の推移

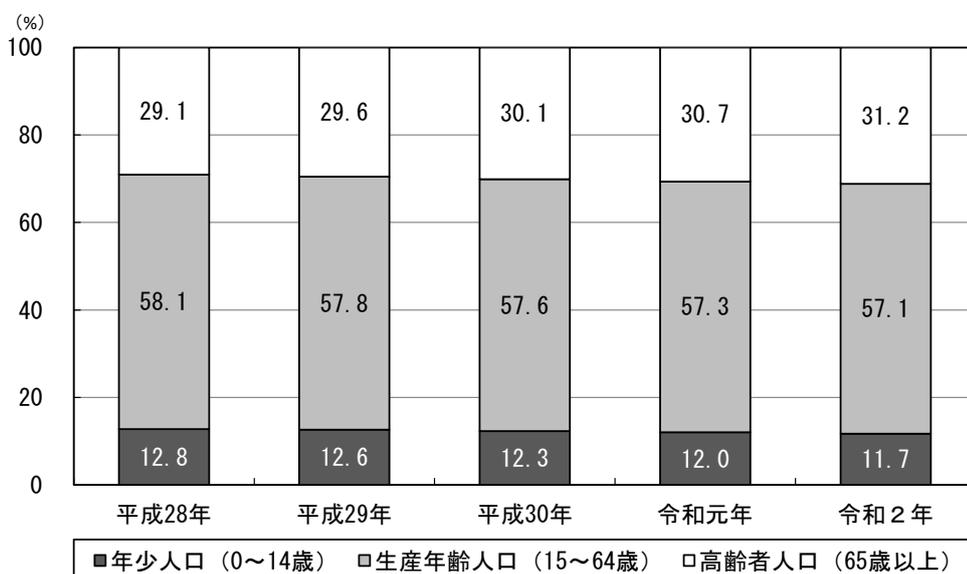
本町の総人口は減少傾向が続いており、平成29年には19,000人を下回っています。また、年齢3区分別人口をみると、年少人口（0～14歳）と生産年齢人口（15～64歳）は減少していますが、高齢者人口（65歳以上）は増加しており、平成30年以降、高齢者人口は3割を超えています。

■年齢3区分人口の推移



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

■年齢3区分人口割合の推移



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

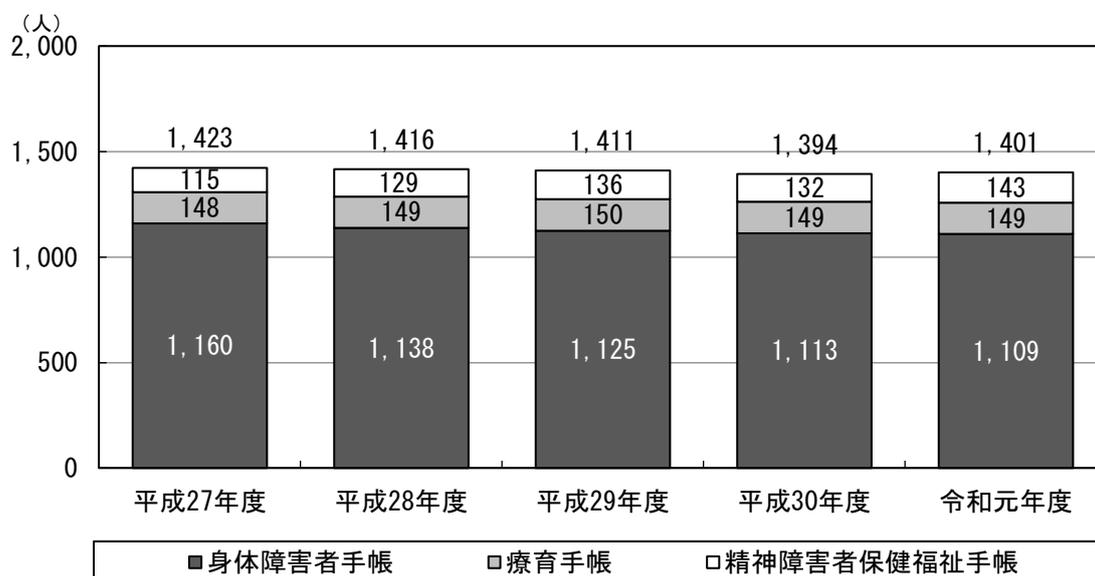
2 障がいのある人を取り巻く状況

(1) 障害者手帳交付数の推移

本町の障害者手帳交付数をみると、精神障害者保健福祉手帳所持者数は、概ね増加傾向となっています。一方、身体障害者手帳所持者数は年々減少しています。

平成27年度から令和元年度にかけての変動をみると、総人口に占める障害者手帳所持者数の割合は大きな変動はなく、7.5%前後を推移しています。障がい種別では、身体障害者手帳所持者数は51人(2.3ポイント)減少し、精神障害者保健福祉手帳所持者数が28人(2.1ポイント)増加しています。

■障害者手帳交付数の推移



資料：福祉保健課

■障害者手帳所持者の状況

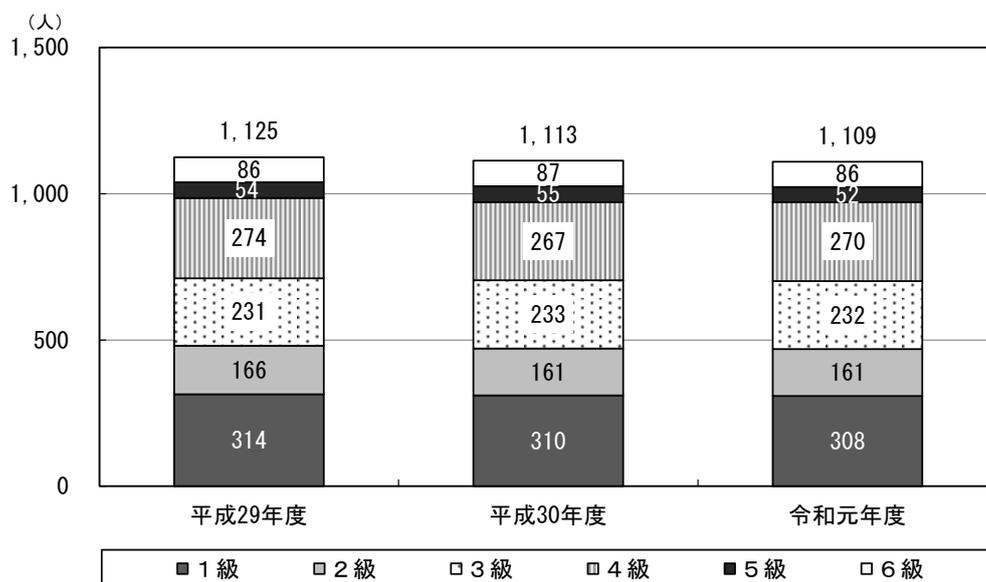
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
総人口 (人)		19,291	19,080	18,881	18,660	18,542
身体障害者手帳	人数 (人)	1,160	1,138	1,125	1,113	1,109
	割合 (%)	81.5	80.4	79.7	79.8	79.2
療育手帳	人数 (人)	148	149	150	149	149
	割合 (%)	10.4	10.5	10.6	10.7	10.6
精神障害者 保健福祉手帳	人数 (人)	115	129	136	132	143
	割合 (%)	8.1	9.1	9.6	9.5	10.2
障害者手帳所持者総数 (人)		1,423	1,416	1,411	1,394	1,401
総人口に占める障害者 手帳所持者の割合 (%)		7.4	7.4	7.5	7.5	7.6

資料：福祉保健課

(2) 身体障がいのある人の状況

本町の身体障害者手帳所持者数は減少傾向となっています。障がいの程度別にみると、いずれの等級も横ばいとなっており、等級別での大きな変動はみられません。

■身体障害者手帳所持者と重度者の推移

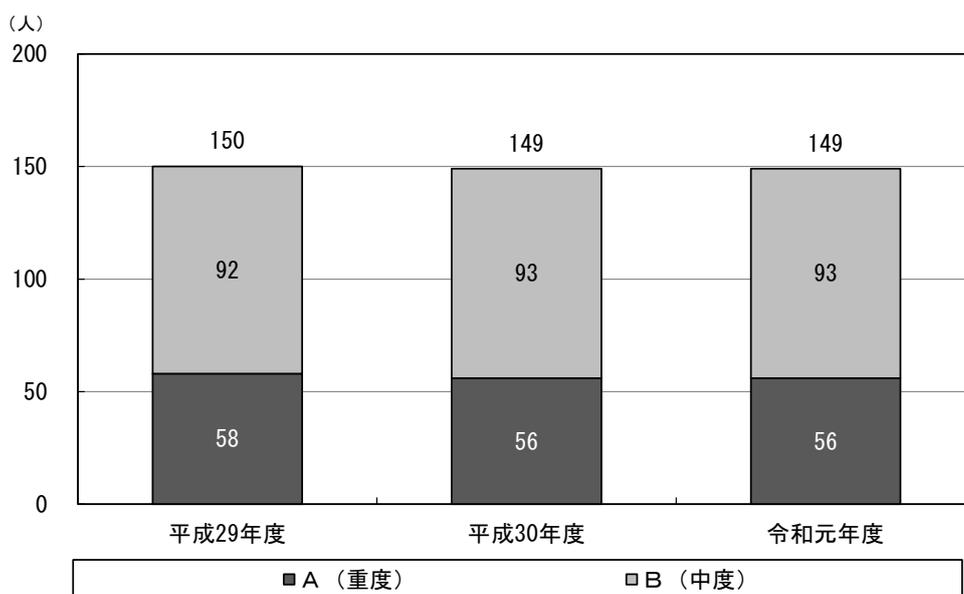


資料：福祉保健課

(3) 知的障がいのある人の状況

本町の療育手帳所持者数は、横ばい傾向となっており、障がいの程度別では、B（中度）の割合が高くなっていますが、平成29年度から令和元年度にかけてA・Bの割合の変化はほとんどみられません。

■療育手帳所持者と重度者の推移

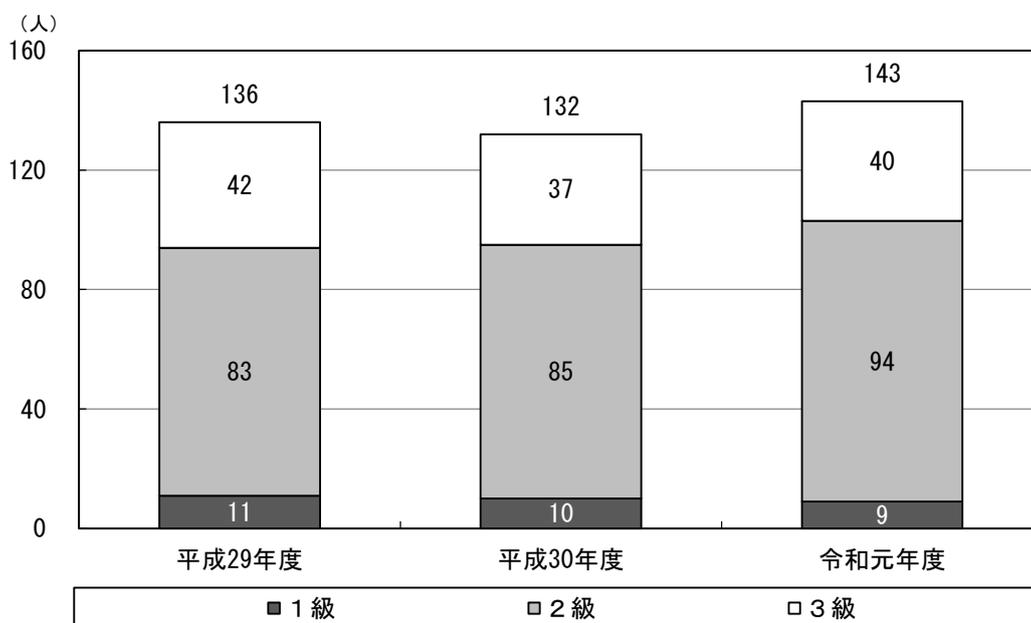


資料：福祉保健課

(4) 精神障がいのある人の状況

本町の精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加しており、令和元年度には143人となっています。障がいの程度別では2級において増加がみられます。

■精神障害者保健福祉手帳所持者と重度者の推移

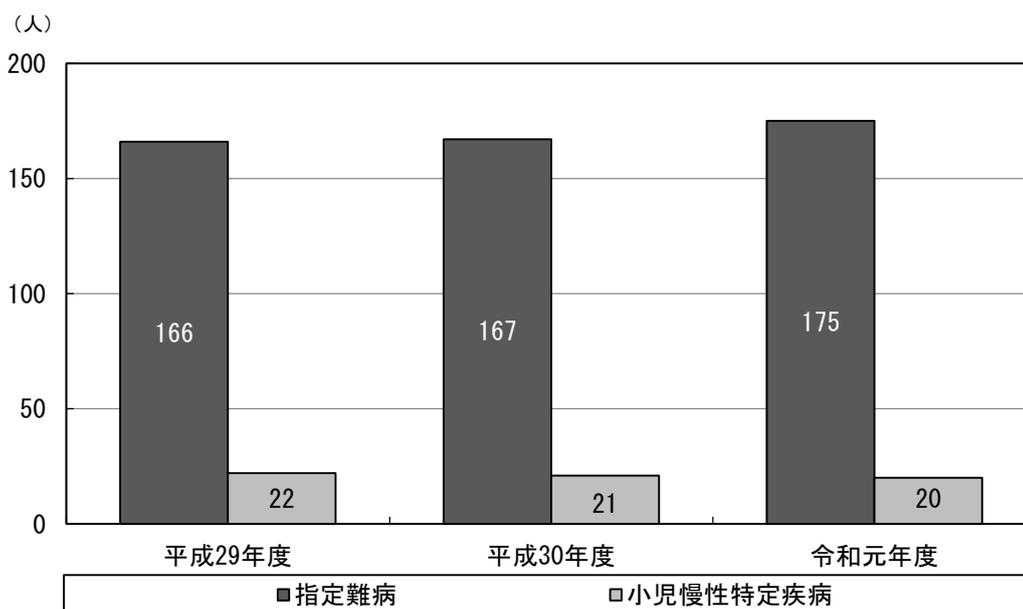


資料：福祉保健課

(5) 指定難病及び小児慢性特定疾病の受給者の状況

本町の指定難病医療受給者数は、平成29年度から令和元年度にかけて増加傾向となっています。小児慢性特定疾病医療受給者数は横ばいとなっています。

■指定難病及び小児慢性特定疾病受給者証交付数の推移

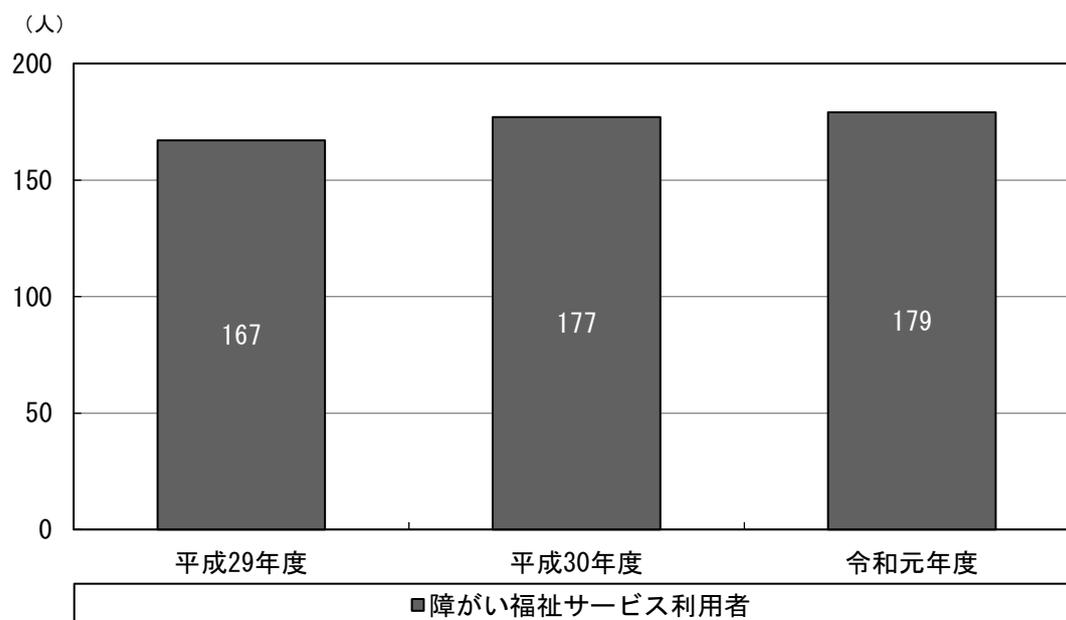


資料：福祉保健課

(6) 障がい福祉サービス・障がい児福祉サービスの利用者数

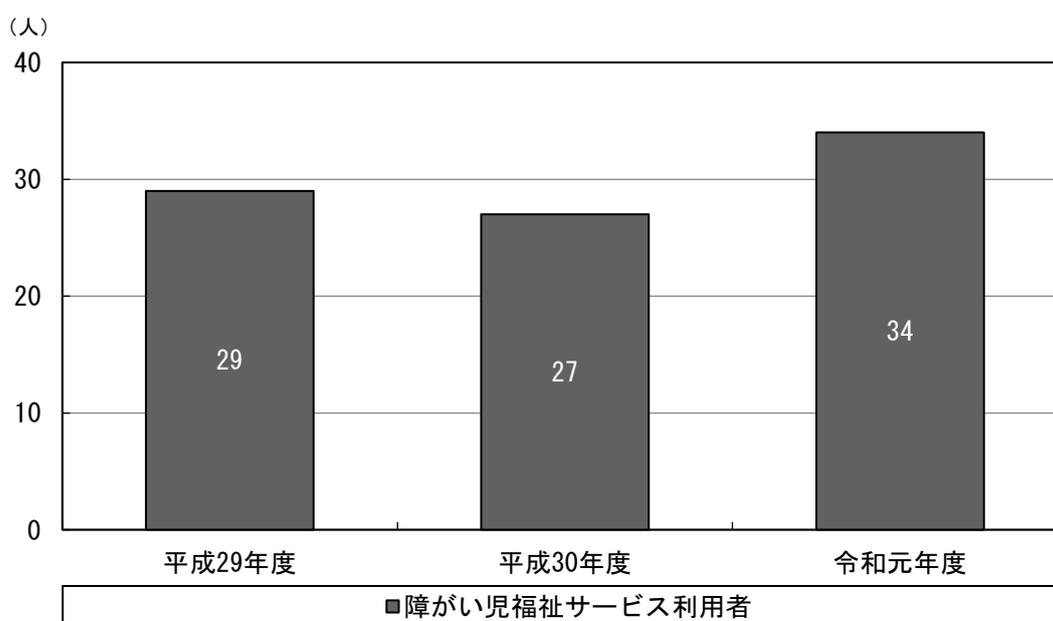
本町の障がい福祉サービスの利用者数は、平成29年度から令和元年度にかけて増加傾向となっています。障がい児福祉サービスの利用者数は、平成30年度から令和元年度にかけて増加し、34人となっています。

■障がい福祉サービスの利用者数の推移



資料：福祉保健課

■障がい児福祉サービスの利用者数の推移



資料：福祉保健課

3 障がい福祉サービスの進捗状況

(1) 各目標値の達成状況

① 施設入所者の地域生活移行者数

<目標値の考え方>

- 令和2年度末時点で平成28年度末の施設入所者数のうち、9%以上が地域生活へ移行
- 令和2年度末時点の施設入所者数を、平成28年度末時点から2%以上削減

【平成28年度末時点の施設入所者数 41人】

項目	目標		実績 (見込み)	達成率
地域生活移行者数	4人	9.8%	1人	25.0%
令和2年度末時点の施設入所者数の削減	1人	4.9%	6人	600.0%

② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

<目標値の考え方>

- 令和2年度までに、市町村ごとに保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置
- 令和2年度までに、長期入院をしている精神障がいのある人のうち、65歳未満の人を2人、65歳以上の人を1人、地域生活へ移行

項目	目標	実績（見込み）
協議の場の設置状況	有	有

項目	目標	実績 (見込み)	達成率
地域生活移行者数（65歳未満）	2人	2人	100.0%
地域生活移行者数（65歳以上）	1人	0人	0.0%

③ 障がいのある人の地域生活の支援

<目標値の考え方>

- 令和2年度までに、地域生活支援拠点等について、各市町村または各圏域に少なくとも1つを整備

項目	目標	実績（見込み）
各市町村または各圏域における地域生活支援拠点の整備	近隣市町の状況を踏まえ整備を推進	無

④ 福祉施設から一般就労への移行

<目標値の考え方>

- 令和2年度末時点の一般就労への移行者数を、平成28年度末時点から1.5倍以上に増加
- 令和2年度末時点の就労移行支援事業の利用者数を、平成28年度末時点から2割以上増加
- 令和2年度までに、就労移行率が3割以上の就労移行支援事業所を全体の5割以上とする
- 就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率を8割以上とする

【平成28年度の一般就労への移行者数 1人】

項目	目標		実績 (見込み)	達成率
	2人	2倍		
福祉施設から一般就労への移行者数	2人	2倍	7人	350.0%

【平成28年度末時点の就労移行支援事業の利用者数 5人】

項目	目標		実績 (見込み)	達成率
	6人	1.2倍		
就労移行支援事業の利用者数	6人	1.2倍	6人	100.0%

【平成28年度末時点の就労移行支援事業者数 0事業者】

項目	目標		実績 (見込み)	達成率
	無	-		
就労移行率が3割以上の就労移行支援事業者数	無	-	無	-

【就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率】

項目	目標	実績 (見込み)	達成率
	8割		
就労定着支援事業による職場定着率	8割	5割	62.5%

(2) 訪問系サービス

「居宅介護」の利用時間は、平成30年度から令和2年度にかけて、計画値を下回る実績となっておりますが、利用者数は計画値を上回る実績となっております。

「重度訪問介護」の利用時間は、平成30年度から令和2年度にかけて、計画値を下回る実績となっております。なかでも、令和元年度以降は、計画値を大幅に下回る実績となっております。

「行動援護」の利用時間、利用者数の実績はともに、平成30年度から令和2年度にかけて、計画値と同様に0となっております。

「同行援護」の利用時間は、平成30年度では計画値を上回り、令和元年度以降は計画値を下回る実績となっております。利用者数は平成30年度、令和元年度ともに計画値通りの実績となっておりますが、令和2年度では計画値を下回っております。

「重度障害者等包括支援」の利用時間、利用者数は、平成30年度から令和2年度にかけて実績は0となっております。

サービス名	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値 (見込み)
居宅介護	時間/月	423	387	446	354	469	350
	人/月	18	24	19	24	20	26
重度訪問介護※	時間/月	667	434	667	29	1,334	0
	人/月	1	1	1	0	2	0
行動援護	時間/月	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0
同行援護	時間/月	55	62	55	48	110	60
	人/月	2	2	2	2	4	3
重度障害者等包括支援	時間/月	0	0	0	0	88	0
	人/月	0	0	0	0	1	0

※令和元年度の「重度訪問介護」について、利用の実績はありましたが、年間の実績を月平均に換算すると1未満になるため、0となっております。

(3) 日中活動系サービス

「短期入所」の利用日数は、平成30年度において計画値を上回っています。利用者数は平成30年度以降、計画値を下回る実績となっています。

「生活介護」の利用日数、利用者数はともに、平成30年度では計画値を上回り、令和元年度以降は計画値を下回る実績となっています。

「自立訓練（機能訓練）」の利用日数、利用者数の実績はともに、平成30年度から令和2年度にかけて、0となっています。

「自立訓練（生活訓練）」「就労移行支援」「就労継続支援A型」の利用日数、利用者数はそれぞれ、平成30年度から令和2年度にかけて、計画値を下回る実績となっています。

「就労定着支援」は、令和2年度に実績が1となっています。

「就労継続支援B型」の利用日数は、平成30年度から令和2年度にかけて、計画値を上回る実績となっています。利用者数は平成30年度では計画値通り、令和元年度以降は計画値を上回る実績となっています。

「療養介護」は、増加傾向となっており、平成30年度では計画値通り、令和元年度以降は計画値を上回る実績となっています。

サービス名	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値 (見込み)
短期入所	人日/月	18	23	20	20	22	20
	人/月	7	6	8	7	9	5
生活介護	人日/月	1,388	1,393	1,409	1,320	1,430	1,354
	人/月	66	67	67	65	68	65
自立訓練 (機能訓練)	人日/月	0	0	0	0	22	0
	人/月	0	0	0	0	1	0
自立訓練 (生活訓練)※	人日/月	70	16	70	0	84	30
	人/月	5	0	5	0	6	1
就労移行支援	人日/月	106	40	106	65	127	94
	人/月	5	2	5	4	6	5
就労定着支援※	人/月	0	0	0	0	0	1
就労継続支援A型	人日/月	577	514	577	540	597	561
	人/月	28	25	28	26	30	27
就労継続支援B型	人日/月	732	736	732	764	750	848
	人/月	40	40	40	45	42	46
療養介護	人/月	2	2	2	3	2	3

※平成30年度の「自立訓練（生活訓練）」、「就労定着支援」、令和元年度の「就労定着支援」について、利用の実績はありましたが、年間の実績を月平均に換算すると1未満になるため、0となっています。

(4) 居住系サービス

「自立生活援助」の利用者数は、平成30年度から令和2年度にかけて0となっています。

「共同生活援助」「施設入所支援」の利用者数はともに、平成30年度から令和2年度にかけて、計画値を下回る実績となっています。

サービス名	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値 (見込み)
自立生活援助	人/月	0	0	0	0	1	0
共同生活援助 (グループホーム)	人/月	24	23	25	24	26	25
施設入所支援	人/月	41	39	41	34	40	33

(5) 相談支援

「計画相談支援」の利用者数については、平成30年度から令和2年度にかけて、計画値を上回る実績となっています。

「地域移行支援」「地域定着支援」の利用者数の実績はともに、平成30年度から令和2年度にかけて、0となっています。

サービス名	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値 (見込み)
計画相談支援	人/月	25	34	26	37	27	41
地域移行支援※	人/月	0	0	0	0	1	0
地域定着支援	人/月	0	0	0	0	1	0

※令和元年度の「地域移行支援」について、利用の実績はありましたが、年間の実績を月平均に換算すると1未満になるため、0となっています。

(6) 地域生活支援事業

① 理解促進研修・啓発事業

「理解促進研修・啓発事業」は、平成30年度から令和2年度にかけて実施しており、計画値通りの実績となっています。

サービス名	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値 (見込み)
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有

② 自発的活動支援事業

「自発的活動支援事業」は、平成30年度から令和2年度にかけて実施しており、計画値通りの実績となっています。

サービス名	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値 (見込み)
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有

③ 相談支援事業

「障害者相談支援事業」は、平成30年度から令和2年度にかけて計画値通りの実績となっていますが、「相談支援事業年間利用者数」は、計画値を下回る実績となっています。

「基幹相談支援センター」「住宅入居等支援事業」については、平成30年度から令和2年度にかけて設置はありません。

サービス名	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値 (見込み)
障害者相談支援事業	か所	1	1	1	1	1	1
相談支援事業 年間利用者数	人	490	266	490	322	500	380
基幹相談支援センター	設置の有無	無	無	無	無	有	無
住宅入居等支援事業	設置の有無	無	無	無	無	有	無

④ 成年後見制度利用支援事業

「成年後見制度利用支援事業」は、平成30年度から令和2年度にかけて、実績値が0となっており、計画値を下回る実績となっています。

サービス名	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値 (見込み)
成年後見制度利用支援事業	件/年	1	0	1	0	1	0

⑤ 意思疎通支援事業

「手話通訳者・要約筆記者派遣事業」は、平成30年度から令和2年度にかけて、計画値を上回る実績となっています。

サービス名	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値 (見込み)
手話通訳者・ 要約筆記者派遣事業	件/年	3	40	3	32	4	30

⑥ 日常生活用具給付等事業

「介護・訓練支援用具」「自立生活支援用具」「在宅療養等支援用具」はそれぞれ、平成30年度では計画値を上回り、令和元年度以降は計画値を下回る実績となっています。

「情報・意思疎通支援用具」は、平成30年度から令和2年度にかけて実績値が3件となっており、令和2年度には計画値を下回る実績となっています。

「排泄管理支援用具」は、平成30年度から令和2年度にかけて計画値を下回る実績となっています。

「居宅生活動作補助用具」は、平成30年度では計画値を上回り、令和元年度以降は計画値通りの実績となっています。

サービス名	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値 (見込み)
介護・訓練支援用具	件/年	1	2	2	1	3	1
自立生活支援用具	件/年	1	3	2	1	3	1
在宅療養等支援用具	件/年	1	2	2	0	3	1
情報・意思疎通支援用具	件/年	3	3	3	3	4	3
排泄管理支援用具	件/年	499	476	524	496	549	506
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	件/年	1	4	1	1	2	2

⑦ 移動支援事業

移動支援事業の「個別支援型」の利用者数は、平成30年度では計画値を上回り、令和元年度では計画値通り、令和2年度には計画値を下回る実績となっています。利用時間、か所数については、平成30年度から令和2年度にかけて計画値を下回る実績となっています。

「グループ支援型」のか所数は、平成30年度から令和2年度にかけて実績値が0となり、計画値を下回る実績となっています。

サービス名	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値 (見込み)
個別支援型	人/年	4	5	5	5	6	5
	時間/年	228	169	285	184	342	191
	か所数	10	4	10	5	10	5
グループ支援型	か所数	10	0	10	0	10	0

⑧ 地域活動支援センター事業

地域活動支援センターの数については、平成30年度から令和2年度にかけて横ばいで推移しており、令和2年度には計画値を下回っています。利用者数については、平成30年度から令和2年度にかけて、計画を下回る実績となっています。

サービス名	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値 (見込み)
地域活動支援センター	か所数	2	2	2	2	3	2
	人/年	26	17	26	15	39	10

⑨ 自動車操作訓練事業・自動車改造助成事業

「自動車操作訓練事業・自動車改造助成事業」の件数は、平成30年度から令和2年度にかけて、計画値通りの実績となっています。

サービス名	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値 (見込み)
自動車操作訓練事業・ 自動車改造助成事業	件/年	0	0	0	0	1	1

⑩ 訪問入浴サービス事業

「訪問入浴サービス事業」の利用者数は、平成30年度から令和2年度にかけて計画値を下回る実績となっています。

サービス名	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値 (見込み)
訪問入浴サービス事業	人/年	5	4	5	3	5	3

⑪ 日中一時支援事業

「日中一時支援事業」のか所数は、平成30年度では計画値を上回り、令和元年度以降は計画値を下回る実績となっています。利用者数は、平成30年度では13人、令和元年度以降では11人と、ともに計画値の半数に近い実績となっています。

サービス名	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値 (見込み)
日中一時支援事業	か所数	6	7	6	4	7	4
	人/年	22	13	22	11	25	11

4 障がい児福祉サービスの進捗状況

(1) 各目標値の達成状況

障がい児支援の提供体制の整備等

<目標値の考え方>

- 令和2年度末時点で児童発達支援センターを少なくとも1か所以上設置
- 令和2年度末時点で保育所等訪問支援を利用できる体制を構築
- 令和2年度末時点で重症心身障害児を受け入れる児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所を少なくとも1か所確保
- 平成30年度末時点で医療的ケア児支援の協議の場の設置

項目	目標	実績（見込み）
児童発達支援センターの設置数	1か所	無
保育所等訪問支援事業の実施	実施	実施
重症心身障害児を受け入れる児童発達支援事業所の確保	1か所	1か所
重症心身障害児を受け入れる放課後等デイサービス事業所の確保	1か所	1か所
医療的ケア児支援の協議の場の設置	設置	設置

(2) 障がい児福祉サービス

「児童発達支援」の利用日数は、平成30年度から令和2年度にかけて、計画値に満たない実績となっています。利用者数は令和2年度のみ計画を上回る実績となっています。

「放課後等デイサービス」の利用日数は、平成30年度から令和2年度にかけて増加傾向となっており、令和2年度には計画値を上回る実績となっています。利用者数については、平成30年度では計画値を下回り、令和元年度以降は計画値を上回る実績となっています。

「保育所等訪問支援」の利用者数は、令和元年度以降実績値が1となり、令和2年度には計画値を上回る実績となっています。

「居宅訪問型児童発達支援」「医療型児童発達支援」の利用者数は、平成30年度から令和2年度にかけて、0となっています。

「障害児相談支援」の利用者数は、平成30年度から令和2年度にかけて増加傾向となっており、令和2年度には計画値を上回る実績となっています。

「医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置」については、平成30年度から令和2年度にかけて設置はありません。

サービス名	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値 (見込み)
児童発達支援	人日/月	25	13	25	11	30	23
	人/月	5	4	5	3	6	7
放課後等デイサービス	人日/月	191	151	209	194	227	230
	人/月	21	19	23	24	25	29
保育所等訪問支援※	人/月	0	0	0	1	1	2
居宅訪問型 児童発達支援	人/月	0	0	0	0	1	0
医療型児童発達支援	人/月	0	0	0	0	1	0
障害児相談支援	人/月	10	9	11	10	12	13
医療的ケア児に対する 関連分野の支援を調整 するコーディネーターの 配置	配置数	0	0	0	0	1	0

※平成30年度の保育所等訪問支援について、利用の実績はありましたが、年間の実績を月平均に換算すると1未満になるため、0となっています。

第3章 計画の推進体制

1 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、障がいのある人についての理解や社会的関心を高めていくとともに、障がいのある人が社会で活動でき、障がいという個性が活かされる環境づくりが必要です。

そのため、地域社会・教育機関・団体・企業・行政等がそれぞれの役割を果たしながらお互いに連携・協力し、一体となって取り組み、計画の推進を図る必要があります。

2 計画の推進主体とその役割

本計画の実現に向けて、障がいのある人やその家族等へのきめ細やかなサービスを総合的・一体的に提供できるよう、庁内の福祉・保健・医療・教育・労働・まちづくり等に関する担当課及び県・社会福祉協議会・障がい者地域自立支援協議会・障がい福祉サービス事業所等の関係機関との連携を一層強化するとともに、一体となって計画的な施策を推進します。

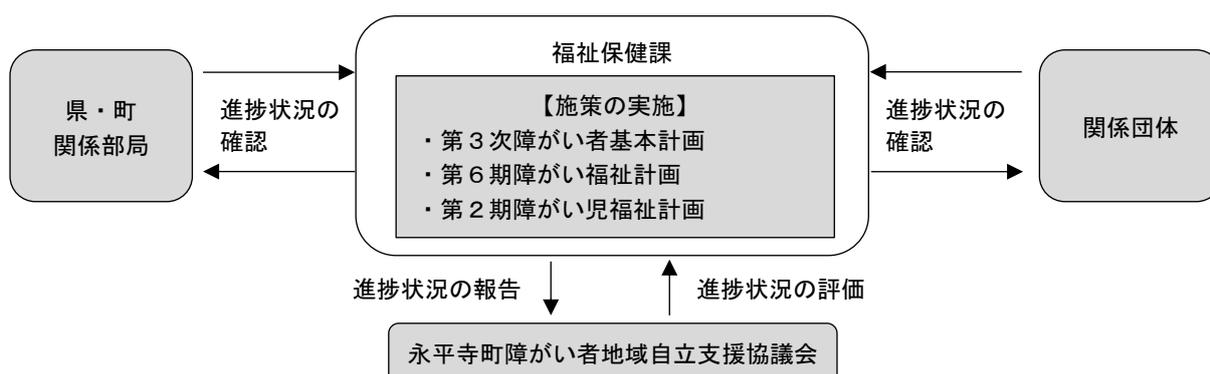
3 計画の評価・見直し

本計画の着実な推進にあたっては、年度ごとに庁内において進捗状況の把握・点検を行い、その結果に基づき、目標達成に向けた取り組みを展開します。

国の制度変更や計画期間の終了に伴う見直しや計画期間中に障がい福祉施策に係る新たな行政需要が生じる際には、見直しを行い、「PDCA サイクル」のプロセスを踏まえた計画の進行に努めます。

また、各分野に携わっている団体の代表や町民、学識経験者等で構成される障がい者地域自立支援協議会において把握・点検結果を報告し、意見を求めながら課題に対する必要な対応を図ります。

■本計画の推進体制のイメージ



第4章 障がい福祉計画

1 令和5年度末までの目標値の設定

本計画では、障がいのある人の地域生活移行や就労支援に関する目標について、令和5年度を最終目標年度として以下の通り設定します。

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

国の指針	○地域生活に移行する人数 令和元年度末時点の施設入所者の6%以上を地域生活へ移行する。 ○施設入所者数の削減 令和5年度末の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減する。
-------------	--

■成果目標

項目	数値	考え方
【実績】施設入所者数	33人	令和元年度末時点の施設入所者数
【目標】地域生活に移行する人数	2人	令和5年度末までの、地域生活移行者数の目標値
【目標】施設入所者数の削減	3人	令和5年度末までに、削減する施設入所者数の目標値

■今後の方針と見込量確保のための方針

施設に入所している障がいのある人のうち、今後、地域移行支援等を利用し、グループホームや一般住宅等に移行する人数及び施設入所者の削減人数に関する目標値を定めます。

施設入所者の地域生活移行者数については、第5期障がい福祉計画期間中の実績を踏まえ、目標値を2人と設定します。

施設入所者数の削減については、第5期障がい福祉計画期間中の施設入所者数の推移を踏まえ、目標値を3人と設定します。

(2) 地域生活支援拠点等の整備

国の指針	<p>○地域生活支援拠点等の整備</p> <p>令和5年度末までの間、各市町村または各圏域に、障がいのある人の地域生活を支援する機能（地域生活への移行や相談、体験の機会・場の提供等）の集約を行う地域生活支援拠点等を少なくとも1つ以上確保しつつ、年1回以上運用状況を検証及び検討する。</p>
-------------	---

■成果目標

項目	数値	考え方
【実績】地域生活支援拠点等の整備	未整備	令和元年度末時点の地域生活支援拠点等の整備
【目標】地域生活支援拠点等の整備	1か所	障がいのある人の地域生活を支援する機能を地域における複数の機関が分担して担う体制づくりに向け、拠点となる1つを整備する。
【目標】地域生活支援拠点等の運用状況の検証	実施	年1回以上運用状況を検証及び検討

■今後の方針と見込量確保のための方針

地域生活支援拠点等の整備については、近隣市町の状況を踏まえ、整備を検討します。

(3) 福祉施設利用者の一般就労への移行

国の指針	<p>○一般就労への移行者数 令和5年度中に福祉施設から一般就労への移行者数を、令和元年度実績の1.27倍以上とする。</p> <p>1. 就労移行支援事業：令和元年度の一般就労への移行実績の1.30倍以上とする。</p> <p>2. 就労継続支援A型事業：令和元年度の一般就労への移行実績の1.26倍以上とする。</p> <p>3. 就労継続支援B型事業：令和元年度の一般就労への移行実績の1.23倍以上とする。</p> <p>○就労定着支援事業利用者 令和5年度に、就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割以上が就労定着支援事業を利用する。</p> <p>○就労定着支援事業の就労定着率 就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とする。</p>
-------------	--

■成果目標

項目	数値	考え方
【実績】一般就労への移行者数	8人	令和元年度末の一般就労への移行者数
【実績】1. 就労移行支援事業	3人	就労移行支援事業における、令和元年度末の一般就労への移行者数
【実績】2. 就労継続支援 A 型事業	4人	就労継続支援 A 型事業における、令和元年度末の一般就労への移行者数
【実績】3. 就労継続支援 B 型事業	1人	就労継続支援 B 型事業における、令和元年度末の一般就労への移行者数
【目標】一般就労への移行者数	11人	令和5年度末の一般就労への移行者数
【目標】1. 就労移行支援事業	4人	就労移行支援事業における、令和5年度末の一般就労への移行者数
【目標】2. 就労継続支援 A 型事業	5人	就労継続支援 A 型事業における、令和5年度末の一般就労への移行者数
【目標】3. 就労継続支援 B 型事業	2人	就労継続支援 B 型事業における、令和5年度末の一般就労への移行者数
【目標】就労定着支援事業利用者数	8人	令和5年度末における就労定着支援事業の利用者数
【目標】就労定着支援事業所数の割合	—	令和5年度末において、就労定着率が8割以上の就労定着支援事業所数の割合 ※町内に就労定着支援事業所がないため未設定

■今後の方針と見込量確保のための方針

令和元年度末の一般就労への移行者は8人であったことから、実績の1.27倍以上を目標とするため、令和5年度末までの目標値を11人とします。

目標の達成に向けて、事業所の確保やハローワーク等との連携を図り、雇用側である企業に対する障がい者雇用の理解を求め、普及啓発活動に努めます。

(4) 相談支援体制の充実・強化等について

国の指針	○相談支援体制の充実・強化等 令和5年度末までに、各市町村または圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の充実・強化に向けた体制を確保する。
-------------	--

■今後の方針と見込量確保のための方針

地域共生社会の実現に向けて関係機関と連携し、地域の実情を踏まえながら、総合的・専門的な相談支援を実施することにより、地域の相談支援体制の充実・強化に向けた体制の確保を行います。

(5) 障がい福祉サービス等の質の向上について

国の指針	○障がい福祉サービス等の質の向上 令和5年度末までに、障がい福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに関する事項を実施する体制を構築する。
-------------	--

■今後の方針と見込量確保のための方針

障がい福祉サービス等に係る研修等を活用することにより、障がい福祉サービス等の質を向上に向けた取り組み体制を構築します。

2 障がい福祉サービスに関する活動指標

(1) 訪問系サービス

■内容

サービス名	内容
居宅介護（ホームヘルプ）	自宅で、入浴、排泄、食事の介護等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者または重度の知的障がい・精神障がいにより常に介護を必要とする人に対し、自宅で、入浴、排泄、食事の介護、外出時における移動支援等を総合的に行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動する時に、危険を回避するために必要な支援や外出支援を行います。
同行援護	視覚障がいにより移動に著しい困難を有する人に対し、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に対し居宅介護等、複数のサービスを包括的に行います。

■見込量

サービス名	単位	令和2年度 (見込み)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
居宅介護	時間/月	350	400	400	400
	人/月	26	27	27	27
重度訪問介護	時間/月	0	0	0	200
	人/月	0	0	0	1
行動援護	時間/月	0	0	0	30
	人/月	0	0	0	1
同行援護	時間/月	60	60	60	60
	人/月	3	3	3	3
重度障害者等 包括支援	時間/月	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0

■確保のための方策

介護者の高齢化、施設から地域生活への移行、精神障がいのある人の増加等を踏まえて、必要量の確保に努めます。

個別の相談支援を通じて、必要なサービス量を把握し、事業所との連携を進めながらサービスを提供するとともに、個々の障がいのある人に対応できる事業所に対して、障がい福祉サービスの充実を促進します。

また、町内に事業所がないサービスについては、近隣の市町と連携し、町外事業所の利用を含めて、提供体制の確保に努めます。

(2) 日中活動系サービス

■内容

サービス名	内容
短期入所（ショートステイ）	自宅で介護する人が病気の場合等に、短期間、夜間も含め、施設等で、入浴、排泄、食事の介護等を行います。
生活介護	常に介護を必要とする人に対し、昼間、入浴、排泄、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。
自立訓練 （機能訓練・生活訓練）	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活機能向上のために必要な訓練を行います。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に対し、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労定着支援	就業に伴う生活面の課題に対応できるようにするための事業所・家族との連絡調整等の支援を行います。
就労継続支援 （A型＝雇用型・B型＝非雇用型）	一般企業等での就労が困難な人に働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に対し、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行います。

■見込量

サービス名	単位	令和2年度 (見込み)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
短期入所	人日/月	20	20	24	28
	人/月	5	5	6	7
生活介護	人日/月	1,354	1,375	1,396	1,417
	人/月	65	66	67	68
自立訓練 (機能訓練)	人日/月	0	0	0	22
	人/月	0	0	0	1
自立訓練 (生活訓練)	人日/月	30	52	52	52
	人/月	1	2	2	2
宿泊型 自立訓練	人日/月	30	30	30	30
	人/月	1	1	1	1
就労移行支援	人日/月	94	112	150	187
	人/月	5	6	8	10
就労定着支援	人/月	1	3	5	8
就労継続支援 A型	人日/月	561	581	602	623
	人/月	27	28	29	30
就労継続支援 B型	人日/月	848	866	884	903
	人/月	46	47	48	49
療養介護	人/月	3	3	3	3

■確保のための方策

日中の活動、就労系サービスの利用希望に対応するため、将来も含めて必要な見込量の確保に向け、町外事業所の利用も含めて、サービス提供体制の確保を図ります。

(3) 居住系サービス

■内容

サービス名	内容
自立生活援助	円滑な地域生活に向けて、共同生活援助（グループホーム）や施設入所支援を利用していた人を対象とした定期的な巡回訪問や随時の対応による相談・助言等を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排泄、食事の介護等を行います。
施設入所支援	障がい者支援施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排泄、食事の介護等を行います。

■見込量

サービス名	単位	令和2年度 (見込み)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
自立生活援助	人/月	0	0	0	2
共同生活援助	人/月	25	26	27	28
施設入所支援	人/月	33	32	31	30

■確保のための方策

地域生活への移行をめざす上で、共同生活援助の必要性は高く、また、伸びも考えられるため、今後利用が増加するものと見込んでいます。

自立生活援助についても、地域生活への移行を含めて、利用者を見込んでいます。

施設入所支援は、成果目標の達成に向け利用者数を減少と見込んでいますが、グループホームを利用することが困難な障がいのある人の暮らしの場として重要な役割をもちます。施設入所を必要とする障がいのある人が安心して利用できるよう、地域移行も促進しながら、関係機関と連携し取り組みます。

(4) 相談支援

■内容

サービス名	内容
計画相談支援	障がいのある人の課題の解決や適切なサービス利用のため、サービス等利用計画の作成を行います。また、一定期間ごとに計画内容の見直しも行います。
地域移行支援	障がい者支援施設や精神科病院に入所・入院している障がいのある人に対し、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出時の同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行います。
地域定着支援	居宅において単身で生活している障がいのある人等を対象に、常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。

■見込量

サービス名	単位	令和2年度 (見込み)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
計画相談支援	人/月	41	45	50	55
地域移行支援	人/月	0	1	1	2
地域定着支援	人/月	0	1	1	2

■確保のための方策

計画相談支援については、障がい福祉サービスを利用するすべての人にサービス等利用計画の作成が必要とされており、引き続き計画的な導入に努めます。

地域移行支援と地域定着支援については第5期計画期間中の利用実績を踏まえ、第6期における成果目標の達成を考慮し、見込み量を算出しています。

相談支援事業所の確保、相談支援専門員の質の向上に努めます。また、事業所間の情報共有を図るとともに、県内の自治体と連携を推進することで、サービスの提供体制の強化に努めます。

(5) その他の活動指標

① 発達障がい者等に対する支援

■内容

サービス名	内容
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の受講者数	ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等への受講者数の見込みを定めます。
ペアレントメンターの人数	ペアレントメンター養成研修等の修了人数の見込みを定めます。
ピアサポートの活動への参加人数	発達障がいのある人によるピアサポート活動に参加した人数の見込みを定めます。

■見込量

サービス名	単位	令和2年度 (見込み)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の受講者数	人/年	2	3	3	3
ペアレントメンターの人数	人/年	0	0	0	1
ピアサポートの活動への参加人数	人/年	0	0	0	3

■確保のための方策

ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の受講者数、ペアレントメンターの人数、ピアサポートの活動への参加人数については、必要なニーズを把握し、必要に応じて対応できる体制を整えます。

② 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・ 保健、医療・福祉関係者による協議の場の開催

■内容

サービス名	内容
協議の場の開催回数	保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場の年間の開催回数の見込みを定めます。
関係者ごとの参加者数	保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者ごとの参加者数の見込みを定めます。
協議の場における目標設定	保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場における目標設定及び評価の実施回数を見込みを定めます。

■見込量

サービス名	単位	令和2年度 (見込み)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
協議の場の開催回数	回/年	1	2	2	2
関係者ごとの参加者数	人/年	10	10	10	10
協議の場における 目標設定及び評価の 実施回数	回/年	1	2	2	2

■確保のための方策

協議の場に関しては、自立支援協議会を協議の場とし、開催を予定しています。関係者ごとの参加者数については令和2年度に10人を予定しており、状況に応じて対応できる体制を整えます。圏域での協議の場において目標設定及び評価を実施し、適切な運用を図ります。

・精神障がい者の地域移行に向けたサービス提供

■見込量

サービス名	単位	令和2年度 (見込み)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
地域移行支援	人/月	0	1	1	2
うち精神障がい者の地域移行支援	人/月	0	1	1	1
地域定着支援	人/月	0	1	1	2
うち精神障がい者の地域定着支援	人/月	0	1	1	1
共同生活援助	人/月	25	26	27	28
うち精神障がい者の共同生活援助	人/月	4	5	5	6
自立生活援助	人/月	0	0	0	2
うち精神障がい者の自立生活援助	人/月	0	0	0	1

■確保のための方策

精神障がい者の地域移行に向けたサービスに提供については利用ニーズの状況に合わせて、必要量の確保に努めます。

③ 相談支援体制の充実・強化のための取り組み

■内容

サービス名	内容
総合的・専門的な相談支援の実施の有無	障がいの種別や各種ニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施の有無を定めます。
訪問等による専門的な指導・助言件数	地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言の件数を見込みます。
相談支援事業者の人材育成の支援件数	地域の相談支援事業者の人材育成のために行う支援の件数を見込みます。
相談機関との連携強化の取り組みの実施回数	地域の相談支援機関との連携強化の取り組みの実施回数を見込みます。

■見込量

サービス名	単位	令和2年度 (見込み)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
総合的・専門的な相談支援の実施の有無	実施の有無	有	有	有	有
訪問等による専門的な指導・助言件数	件/年	0	0	0	1
相談支援事業者の人材育成の支援件数	件/年	0	0	0	1
相談機関との連携強化の取り組みの実施回数	回/年	2	2	2	2

■確保のための方策

相談支援を直営で実施しています。町内に委託の相談支援センターはなく、指定特定相談支援事業所と連携しており、専門的な指導・助言、人材育成、連携強化については取り組み体制の充実を図ります。

④ 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取り組み

■内容

サービス名	内容
障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用（研修の参加人数）	都道府県や市町村（委託事業含む）が実施する研修への参加人数の見込みを定めます。
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有（共有回数）	障害者自立支援審査支払等システムの審査結果について分析し、その結果を事業所や関係自治体と共有する機会の実施回数を見込みを定めます。

■見込量

サービス名	単位	令和2年度 （見込み）	令和3年度 （2021年度）	令和4年度 （2022年度）	令和5年度 （2023年度）
障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用（研修の参加人数）	人/年	1	1	1	1
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有（共有回数）	回/年	1	1	1	1

■確保のための方策

障がい福祉サービス等に係る各種研修を活用した行政職員の知識や意識の向上については、障がい福祉サービス等の提供体制に合わせて対応できる体制の整備を図ります。障害者自立支援審査支払等システムの審査結果については、共有できる体制の構築を検討します。

3 地域生活支援事業

(1) 必須事業

① 理解促進研修・啓発事業

■内容

サービス名	内容
理解促進研修・啓発事業	地域住民に対して、障がいのある人に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動等を行います。

■見込量

サービス名	単位	令和2年度 (見込み)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有	有

■確保のための方策

障がいのある人への正しい理解を促進するとともに、日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」の除去をめざし、当事者団体やボランティア団体等に働きかけ、引き続き交流活動・啓発活動の促進に努めます。

② 自発的活動支援事業

■内容

サービス名	内容
自発的活動支援事業	障がいのある人やその家族、地域住民等が地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動等）を支援します。

■見込量

サービス名	単位	令和2年度 (見込み)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有	有

■確保のための方策

障がいのある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができる共生社会の実現をめざし、町内の障がいのある人やその家族、地域の方による自発的な活動を継続して支援するとともに、活動内容の情報提供や周知に努めます。

③ 相談支援事業

■内容

サービス名	内容
障害者相談支援事業	障がいのある人やその保護者、介護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のための援助を行うとともに、福祉施設や病院から地域への移行支援や地域における生活を支援します。
基幹相談支援センター	総合的な相談や成年後見制度利用支援事業等を実施し、身近な地域の相談支援事業者では対応できない個別事例への対応や地域相談支援の中核的な役割を担います。
住宅入居等支援事業	一般賃貸住宅への入居に必要な障がいのある人等に対し、入居契約の手続きの支援や生活上の課題に対して、関係機関から必要な支援を受けられるよう調整を行います。

■見込量

サービス名	単位	令和2年度 (見込み)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
障害者相談支援事業	か所	1	1	1	1
基幹相談支援センター	設置の有無	無	無	無	無
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	無	無	無	無
住宅入居等支援事業	か所	無	無	無	無

■確保のための方策

障がいのある人やその家族が地域で安心して生活できるよう、継続して障害者相談支援事業を実施します。

基幹相談支援センターについても、引き続き立ち上げに向けて検討を進めるとともに、地域生活への移行・定着に向けた取り組みを充実させます。

地域生活への移行・定着の促進を図り、住宅入居等支援事業の実施の有無を設定します。

④ 成年後見制度利用支援事業

■内容

サービス名	内容
成年後見制度利用支援事業	判断能力が十分ではない障がいのある人に対し、成年後見制度の利用について必要となる経費のすべて、または一部について補助を行います。

■見込量

サービス名	単位	令和2年度 (見込み)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
成年後見制度 利用支援事業	人/年	0	1	1	1

■確保のための方策

高齢者施策における成年後見制度の利用支援と連携し、成年後見制度の利用が必要な障がいのある人に対し、引き続き必要な支援を実施します。

⑤ 成年後見制度法人後見支援事業

■内容

サービス名	内容
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築等を行います。

■見込量

サービス名	単位	令和2年度 (見込み)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
成年後見制度 法人後見支援 事業	実施の 有無	無	無	有	有

■確保のための方策

障がいのある人の権利擁護を図ることを目的に、成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができるよう、法人を確保できる体制の整備を検討します。

⑥ 意思疎通支援事業

■内容

サービス名	内容
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	聴覚や音声・言語機能に障がいのある人または聴覚や音声・言語機能に障がいのある人とコミュニケーションをとる必要のある人に対して、手話通訳者や要約筆記者を派遣します。
手話通訳者設置事業	聴覚・音声機能・言語機能に障がいのある人のコミュニケーションの円滑化を図るため、手話通訳者を設置し、意思伝達の仲介、手話通訳者、要約筆記者の派遣調整、関係機関との連絡調整等を行います。
重度障がい児者等入院時コミュニケーション支援事業	重度の障がいのため、意思疎通に支援が必要な人が入院した場合に、コミュニケーション支援員を入院先に派遣し、入院時のコミュニケーションを支援します。

■見込量

サービス名	単位	令和2年度 (見込み)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
手話通訳者派遣事業	件/年	30	30	30	30
要約筆記者派遣事業	件/年	0	1	1	1
手話通訳者設置事業	人/年	0	0	0	0
重度障がい児者等入院時コミュニケーション支援事業	人/年	0	0	0	0

■確保のための方策

手話通訳者派遣事業については、過去の実績を踏まえ、一定の利用ニーズが見込まれるため、必要量の確保に努めます。要約筆記者派遣事業、手話通訳者設置事業、重度障がい児者等入院時コミュニケーション支援事業については、広域的な事業実施と利用者のニーズに応じた派遣の検討を進めることで、利用しやすいサービスの提供に努めます。

⑦ 日常生活用具給付等事業

■内容

サービス名	内容
日常生活用具給付等事業	障がいのある人に対し、日常生活上の便宜を図るための用具を給付または貸与します。
介護・訓練支援用具	特殊寝台、特殊マット、訓練用いす、訓練用ベッド等
自立生活支援用具	入浴補助用具、特殊便器、聴覚障害者用屋内信号装置等
在宅療養等支援用具	透析液加温器、電気式たん吸引器、盲人用体重計等
情報・意思疎通支援用具	点字器、人工喉頭、聴覚障害者用情報受信装置等
排泄管理支援用具	ストマ装具、紙おむつ、収尿器
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	障がいのある人の移動等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの

■見込量

サービス名	単位	令和2年度 (見込み)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
介護・訓練支援用具	件/年	1	1	1	1
自立生活支援用具	件/年	1	1	1	1
在宅療養等支援用具	件/年	1	1	1	1
情報・意思疎通支援用具	件/年	3	3	3	3
排泄管理支援用具	件/年	506	516	526	537
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	件/年	2	2	2	2

■確保のための方策

当事業の周知に努め、障がいのある人の在宅生活を支援するため、一人ひとりが必要とする日常生活用具の給付を継続して実施します。

⑧ 移動支援事業

■内容

サービス名	内容
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある人に対し、外出のための支援を行います。

■見込量

サービス名	単位	令和2年度 (見込み)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
移動支援事業	時間/年	191	195	199	204

■確保のための方策

地域における自立した生活や社会参加の促進のため、屋外での移動が困難な障がいのある人に対し、社会生活上必要な外出や余暇活動等、社会参加のための外出の支援を継続して実施します。

今後も必要なサービスの提供量の確保に努め、多様なニーズに応じることのできるサービス体系の整備を進めます。

⑨ 手話奉仕員養成研修事業

■内容

サービス名	内容
手話奉仕員養成研修事業	聴覚に障がいのある人との交流活動の促進のため、手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した者）の養成研修を行います。

■見込量

サービス名	単位	令和2年度 (見込み)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
手話奉仕員養成研修事業	人/年	0	0	0	0

■確保のための方策

手話奉仕員養成のための講座の開催に向けて検討します。

⑩ 地域活動支援センター事業

■内容

サービス名	内容
地域活動支援センター事業	障がいのある人に対し、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行います。

■見込量

サービス名	単位	令和2年度 (見込み)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
地域活動支援センター事業	人/年	10	12	13	15

■確保のための方策

地域活動支援センターでは、障がいの特性に応じ、創作的活動または生産活動の機会提供のほか、社会との交流促進等、支援がさまざまな形で行われており、障がいのある人の身近な社会参加の場として重要です。そのため、近隣市町と連携し利用を促進するとともに、体制整備に努めます。

(2) 任意事業

① 自動車操作訓練事業・自動車改造助成事業

■内容

サービス名	内容
自動車操作訓練事業	自動車運転免許の取得に要する費用の一部を助成します。
自動車改造助成事業	自動車の改造に要する費用の一部を助成します。

■見込量

サービス名	単位	令和2年度 (見込み)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
自動車操作訓練事業・自動車改造費助成	件/年	1	1	1	1

■確保のための方策

障がいのある人の社会参加を支援するため、事業の周知啓発に努め、免許の取得や自動車の改造の助成を行います。

② 訪問入浴サービス事業

■内容

サービス名	内容
訪問入浴サービス事業	訪問により居宅において入浴サービスを提供することにより、身体障がいのある人の身体の清潔の保持や心身機能の維持を図ります。

■見込量

サービス名	単位	令和2年度 (見込み)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
訪問入浴サービス事業	人/年	3	3	4	5

■確保のための方策

自宅浴槽での入浴が困難な障がいのある人を対象に、在宅生活支援や家族等の負担軽減のため、引き続き事業を実施します。

③ 日中一時支援事業

■内容

サービス名	内容
日中一時支援事業	活動場所が必要な障がいのある人等に活動の場を提供し、社会に適応するための日常的な訓練を行います。

■見込量

サービス名	単位	令和2年度 (見込み)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
日中一時 支援事業	か所	4	4	4	5
	人/年	11	11	12	13

■確保のための方策

日中における活動の場を確保し、家族の就労支援、介護者の一時的休息を目的とし、相談支援等を通じ、障がいのある人の自立に向けた支援の充実に努めます。

第5章 障がい児福祉計画

1 令和5年度末までの目標値の設定

本計画では、障がいのある児童の地域支援体制の構築に向け、施設や体制の整備について、令和5年度を最終目標年度として以下の通り設定します。

(1) 障がい児に対する重層的な地域支援体制の構築

国の指針	<ul style="list-style-type: none">○児童発達支援センターの設置 令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村または圏域に少なくとも1か所以上設置する。○保育所等訪問支援の実施 令和5年度末までに、すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する
-------------	--

■成果目標

項目	数値	考え方
【目標】児童発達支援センターの設置数	1か所	令和5年度末までの、児童発達支援センター設置数の目標値
【目標】保育所等訪問支援を利用できる体制構築の有無	実施	令和5年度末までに、保育所等訪問支援を利用できる体制構築

■今後の方針と見込量確保のための方針

児童発達支援センターについては、児童発達支援を行う事業所のうち、児童発達支援に加え、保育所等訪問支援等の地域支援を行う障がい児支援の中核的な施設であり、本町では今後1か所整備することを目標とし、利用しやすい体制整備に取り組みます。

保育所等訪問支援については、今後町内の二ズ等を踏まえつつ、引き続き事業を実施します。

(2) 医療的ニーズへの対応について

国の指針	<p>○重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保</p> <p>令和5年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村または圏域に少なくとも1か所以上確保する。</p> <p>○医療的ケア児支援の協議の場の設置及び医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置</p> <p>令和5年度末までに、都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児に関するコーディネーターを配置する。</p>
-------------	--

■成果目標

項目	数値	考え方
【目標】主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の設置数	1か所	令和5年度末までの、主に重症心身障がい児を支援する事業所の設置数の目標値
【目標】保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場の設置の有無	設置	令和5年度末までに、医療的ケア児支援の協議の場の設置の有無
【目標】医療的ケア児に関するコーディネーターの配置	有	令和5年度末までに、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置の有無

■今後の方針と見込量確保のための方針

重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保、医療的ケア児支援の協議の場の設置については、現在の体制を継続し、サービスの充実を図ります。

医療的ケア児に関するコーディネーターの配置については、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関において、今後のニーズを踏まえ体制整備の充実を図ります。

2 障がい児福祉サービスに関する活動指標

(1) 障がい児通所支援の提供体制の整備等

■内容

サービス名	内容
児童発達支援	障がいのある児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練等を行います。
放課後等デイサービス	学校通学中の障がいのある児童に対し、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に実施し、障がいのある児童の放課後等の居場所を提供します。
保育所等訪問支援	保育所等を現在利用中の障がいのある児童（今後利用予定も含む）が保育所等における集団生活に適応するための専門的な支援を必要とする場合、その本人及び保育所等のスタッフに対し、集団生活に適応するための訓練や支援方法の指導の支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等により外出が著しく困難な障がい児に対し、居宅を訪問して発達支援を行います。
医療型児童発達支援	障がいのある児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練等に加え、治療を行います。
障害児相談支援	障がい児福祉サービスを利用する児童に対し、支給決定または支給決定の変更前に障がい児支援利用計画案を作成するとともに、一定の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行います。
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	医療技術の進歩等を背景として増加する医療的ケアが必要な障がい児（医療的ケア児）が必要な支援を円滑に受けられることができるよう、保健、医療、福祉等の関連分野間の連絡調整を行うための体制を整備します。

■見込量

サービス名	単位	令和2年度 (見込み)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
児童発達支援	人日/月	23	26	30	33
	人/月	7	8	9	10
放課後等 デイサービス	人日/月	230	260	276	300
	人/月	29	35	40	46
保育所等 訪問支援	人/月	2	3	4	5
居宅訪問型 児童発達支援	人/月	0	0	0	1
医療型児童 発達支援	人/月	0	0	0	1
障害児 相談支援	人/月	13	14	15	16
医療的ケア児に 対する関連分野の 支援を調整するコー ディネーターの配置	配置数	0	0	0	1

■今後の方針と見込量確保のための方針

障がいのある児童が必要な支援を地域で受けることができるよう、相談支援専門員の質の向上に努めるとともに、関係機関と支援に関する情報の共有を推進することで、適切なサービスの提供に努めます。

また、ライフステージに応じた切れ目のない支援に努め、障がいのある児童だけでなく、家族も含めた支援を実施します。

資料編

1. 永平寺町障害者基本計画等策定委員会設置要綱

（設置の目的）

第1条 永平寺町における障害者施策の総合的かつ計画的な推進を図るため永平寺町障害者基本計画等（以下「計画」という。）の策定に関して有識者等の意見を聴取するため、永平寺町障害者基本計画等策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（検討事項）

第2条 委員会は、次に掲げる各号の事項を検討する。

- (1) 計画案の策定に関すること。
- (2) その他計画案の策定に関して必要なこと。

（組織）

第3条 委員会は、委員 13 名以内をもって組織する。

（委員の委嘱）

第4条 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 医療機関
- (3) 学校関係
- (4) 保健関係団体
- (5) 保険審議団体
- (6) 福祉関係団体
- (7) 町民代表
- (8) 町議会
- (9) 行政機関
- (10) その他町長が必要と認めた者

（任期）

第5条 委員の任期は、委嘱の日から計画を策定し、町長に報告が完了した日までとする。

2 委員が任期中、代表者等変更がなされた場合は、後継者が引き継ぐものとする。

（委員長及び副委員長の選出）

第6条 策定委員会に、委員長・副委員長をおく。

2 委員長・副委員長は、策定委員の互選によりこれを定める。

3 委員長は、会務を総括し策定委員会を代表する。

4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故ある時はその職務を代理する。

（会議）

第7条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集する。

2 委員長は、会議の議長となり議事を整理する。

(意見の聴取等)

第8条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の出席を求め、意見等を聞くことができる。

(成果等の報告)

第9条 委員長は、委員会の任務が完了したときは、その成果を速やかに永平寺町長に報告しなければならない。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、永平寺町福祉保健課において処理するものとする。

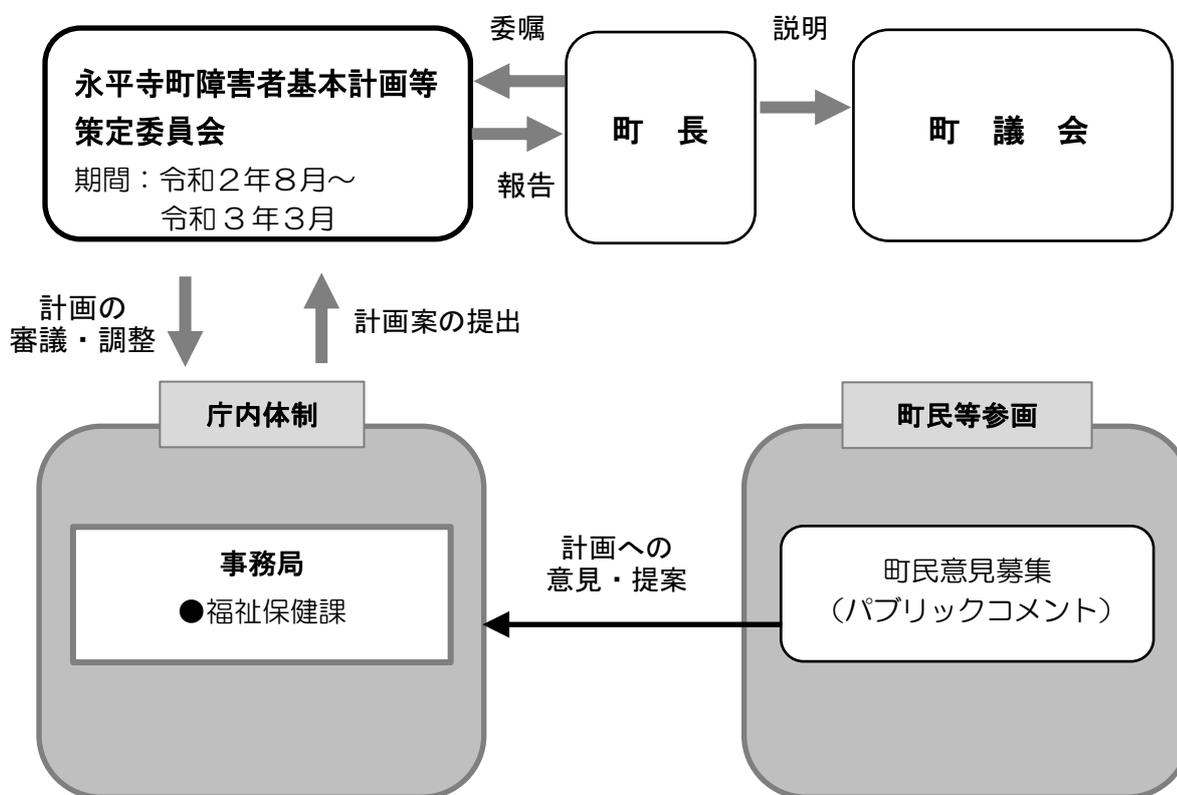
(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

(附則)

この要綱は、平成29年5月1日から施行する。

2. 策定体制



3. 永平寺町障害者基本計画等策定委員会名簿

令和2年8月計画策定時現在

(順不同・敬称略)

名称等	役職等	氏名	分野
福井県立大学	看護福祉学部 社会福祉学科 准教授	相馬大祐	学識 (委員長)
永平寺町社会福祉協議会	常務理事	江守勝	社会福祉団体 (副委員長)
永平寺町民生委員・児童委員協議会	主任児童委員	増田寛子	地域支援
永平寺町身体障害者福祉協会	会長	舘敏雄	身障者団体代表
福井健康福祉センター福祉課	課長	萩原幸代	行政機関
永平寺あぐりの家	統括管理者	長谷川浩司	障がい福祉 サービス事業所
NPO法人 はあもにい永平寺	施設長	見谷文子	障がい福祉 サービス事業所
永平寺町社会福祉協議会	相談支援 専門員	吉田健二	社会福祉団体
町民代表		竹内利恵子	一般公募
永平寺町教育委員会学校教育課	指導主事	稲葉雄治	教育関係
永平寺町子育て支援課	課長補佐	山本豊美	保育関係

4. 策定経過

年	月 日	経 緯
令和 2年	8月19日	第1回 永平寺町障害者基本計画等策定委員会
	12月23日	第2回 永平寺町障害者基本計画等策定委員会
令和 3年	1月29日～ 2月12日	パブリックコメントの実施
	2月24日	第3回 永平寺町障害者基本計画等策定委員会
	3月5日	町長へ報告

5. 用語解説

	用語	解説
あ行	一般就労	「障害者自立支援法」に基づき国が定めた「障害福祉サービス及び相談支援ならびに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備ならびに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」の中で、一般就労とは一般的な企業等への就職(就労継続支援A型の利用は除く)や在宅就労、自らの起業することです。
	NPO	継続的、自発的に社会貢献活動を行う営利を目的としない団体のことです。
か行	権利擁護	自己の権利や援助のニーズを表明することが困難な障がいのある人に代わって、援助者が代理としてその権利を主張し、ニーズの獲得を行うことです。
	合理的配慮	障害者権利条約で定義された新たな概念であり、障がいのある人の人権と基本的自由及び実質的な機会の平等が、障がいのない人と同様に保障されるために行われる「必要かつ適当な変更及び調整」であり、障がいのある人の個別・具体的なニーズに配慮するためのものです。
さ行	社会的障壁	障がいのある人にとって、日常生活または社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念等のことです。
	障害者基本法	障がいのある人の自立と社会参加の支援等のための施策に関して、基本理念、国や地方公共団体の責務、施策を定め、障害福祉を増進することを目的とした法律です。
	障害者差別解消法	障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成 25 年 6 月に制定されました。 すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現をめざす法律です。
	障害者総合支援法	障害者自立支援法が改正され、平成 25 年 4 月、平成 26 年 4 月に段階的に施行された法律です。障害者自立支援法と比べ、①障害者の定義に難病が追加、②心身の状態に配慮して障害の程度を判断し必要な支援を示す「障害支援区分の創設」、③重度訪問介護の対象の拡大、④福祉サービス等の提供体制を確保する基盤の計画的な整備といった点が改正されています。

	用語	解説
さ行	自立訓練	自立した日常生活や社会生活を営むことを目的に、身体機能や生活能力の向上のための有期の訓練を行います。
	自立支援協議会	障がいのある人の地域における生活を支援していくためには、関係機関や団体、障がい福祉サービス事業者や医療・教育・雇用等の関係者が地域の課題を共有し、地域の支援体制の整備について協議を行うことが重要です。この役目を担うのが自立支援協議会です。
	成年後見制度	民法に規定されている制度で、知的障がいのある人、精神障がいのある人、認知症の人等、判断能力が十分でない人が財産管理や身上監護等、法律行為について自己決定を行う際、一定の支援を必要とする場合には、その人らしく暮らしていくことができるよう保護し、支援する制度です。
た行	地域活動支援センター	障がいのある人の社会との交流を促進するために、創作活動や交流、日中活動の場を提供する施設です。
な行	難病	原因が不明であったり、治療方法が確立していなかったり、後遺症を残す恐れがある病気です。
は行	発達障がい	精神面、運動面の発達に問題があって、日常生活に支障があり、社会適応に向けた支援が必要な状態です。幼児期のうちに現れることが多く、どんな能力に障がいがあるのか、どの程度なのかは人によってさまざまです。
ま行	民生委員・児童委員	厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める人のことであり、「児童委員」を兼ねています。
ら行	ライフステージ	人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期等のそれぞれの段階のことです。
	療育	障がいのある子どもが社会的に自立することを目的として行われる医療と保育のことです。

永平寺町
第 6 期障がい福祉計画・
第 2 期障がい児福祉計画

発行年月：令和 3 年 3 月
発行者：永平寺町（編集：福祉保健課）

〒910-1192 福井県吉田郡永平寺町松岡春日 1 丁目 4 番地

TEL 0776-61-3920 FAX 0776-61-3464

URL：<http://www.town.eiheiji.lg.jp/>

e-mail：fukushi@town.eiheiji.fukui.jp